|  |
| --- |
| MP900449106[1] |
| C:\Users\1089\AppData\Local\Microsoft\Windows\Temporary Internet Files\Content.Word\IMG_7124.jpgC:\Users\1089\AppData\Local\Microsoft\Windows\Temporary Internet Files\Content.Word\IMG_7121.jpgMP900439049[1]MC900228339[1]MC900440405[1]MC900339832[1]DSC_0719DSC_0719  **※重要※**  10月30日（水）に、下記の日時にて青年部の独自の取り組みである『団結ボックスティッシュ』の作成を行います。部員のみなさん！ご協力のほどよろしくお願いします！  記  日時：１０月３０日(水)  　　　・名寄庁舎１２：００～１３：００  　　　　　　　 １７：３０～１８：３０  　　　・風連庁舎１２：００～１３：００  場所：名寄庁舎４階大会議室  　　　風連庁舎２階第２会議室  持物：カッター、のり  ※はさみ、カッター板も  あれば、なおよし！  ▲いつになく(？) 緊張ムードの本郷部長。  **※要求書の内容詳細については、裏面に掲載してあります。**  去る10月25日、我々名寄市職労青年部は、部員から出た不安や不満の声を形にした独自要求書を当局へ提出しました。  青年部の独自要求書提出は、合併以来では今回が初めてです！  来月には、当局との交渉が控えています(青年部幹事参加)。  部員一丸となって確定期闘争をたたかいぬき、ゆずれない要求を勝ち取りましょう！！  **青年労働者の賃金・労働条件改善を求める要求書**  **１　基本賃金、賃金ラインの改善について**  （１）青年層の基本賃金の改善を要求します。  （２）賃金ラインの旧ラインへの引き上げを要求します。  **２　職場環境の改善及び時間外勤務に対する改善について**  （１）職場環境の改善について  （２）時間外勤務の具体的な改善について  **３　その他**  （１）庁舎内の冷暖房設備の充実について  （２）網戸の設置について  （３）職員駐車場及び名寄庁舎南側駐輪場の街灯設置について |

　名寄市職労青年部

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　VOL．35　　2013年　10月28日

**青年労働者の賃金・労働条件改善を求める要求書**

**１　基本賃金、賃金ラインの改善について**

（１）青年層の基本賃金の改善を要求します。

　賃金点検手帳から平均赤字額9,880円が確認されており、この間のラスパイレス指数を根拠とした独自削減などによる賃金削減により、厳しい生活を余儀なくされています。地方公務員法第２４条でも「生計費を考慮して定めなければならない」とあることから、「賃金は生活給」との認識にたって、低賃金と困窮する生活に直面している青年層の賃金９，８８０円の引上げを要求します。

（２）賃金ラインの旧ラインへの引き上げを要求します。

　２００７年の地域給導入時にできた２本の賃金ラインにより、職場内での賃金格差が生まれています。同一の価値の労働に対しては区別を行うことなく同等の報酬を与えなければならないという「同一価値労働同一賃金」の認識にたって、また、上記でも要求した状況を踏まえ、賃金ラインを旧ラインへの引き上げを要求します。

**２　職場環境の改善及び時間外勤務に対する改善について**

（１）職場環境の改善について

団塊世代の大量退職による新規採用者の増加により、職員の年齢構成が大幅に若年化しています。

それにより、年齢バランスに偏りのある職場が多く見られ、中間層がいないことにより意思疎通がうまく図られず、効率良く業務が行えないとの声が多く出されています。加えて、財政難による人員削減に伴い業務量も増加しており、目の前の仕事をこなすことで精一杯になっている仲間もいます。

これらのことから、行政としての機能をしっかりと果たし、市民に充実した行政サービスを提供していくためにも、年齢バランスを考慮した適正な人員配置と人員確保を要求します。

（２）時間外勤務の具体的な改善について

2012確定期及び2013春闘期の交渉において、青年部では時間外に対する実態や思いを訴えてきました。その後、時間外手当の各課予算配分や支給の徹底について管理職会議等で周知いただいたことにより、以前に比べ不払い残業は減少しているということが、この間の学習会で出された声からも明らかになっています。

しかし、未だ時間外手当が完全支給されていない職場や、慢性的な時間外勤務を行っている職場があるとの声が出されています。また、休日出勤が時間外手当の支給ではなく代休処理という形で精算されることにより、有休がほとんど消化できていない職場もあります。

これらのことから、時間外手当の完全支給と慢性的に時間外勤務をしている職場の改善を要求します。

**３　その他**

（１）庁舎内の冷暖房設備の充実について

　名寄庁舎及び風連庁舎などの各施設について、冷暖房設備が充実していないため夏は暑く、冬は寒い環境の中業務を行わなければいけない状況です。クールビズ、ウォームビスの期間は設けられていますが、服装での対応は限界があります。

両庁舎、各施設には多くの市民が来庁し、その中にはお年寄りや乳幼児も来庁されることからも適正な温度調整が必要と考えます。また、業務を効率良く行うためにも、冷暖房設備の充実を要求します。

（２）網戸の設置について

風連庁舎など設置されている施設もありますが、名寄庁舎には設置されていない状況です。近年、蛾が大量発生している状況からも、夏の夜間時の会議や時間外勤務時に窓を開けられない状況にあります。

これらのことから、名寄庁舎に網戸の設置を要求します。

（３）職員駐車場及び名寄庁舎南側駐輪場の街灯設置について

　名寄庁舎勤務職員の駐車場である市民会館裏及び旧営林署跡跡地、また名寄庁舎南側駐輪場に街灯が無く、夜間になると人通りも少なく、足もとが見えづらい状況です。

近年、当て逃げや悪戯により車が破損したという報告が組合員から寄せられていることからも、街灯の設置を要求します。